

青森市立浪岡病院医事業務公募型プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は、青森市立浪岡病院医事業務を委託するに当たり、公募型プロポーザルの方法により最も適した受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名 青森市立浪岡病院医事業務
- (2) 業務場所 青森市立浪岡病院（青森市浪岡大字浪岡字平野180番地）
- (3) 業務内容 青森市立浪岡病院医事業務仕様書のとおり（以下「仕様書」という。）
- (4) 委託期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
※ただし、契約締結日から令和7年3月31日までを業務実施の準備期間とし、当該期間に生ずる経費については受託者の負担とする。

3 委託料

- (1) 業務に係る提案上限額
97,020,000円（委託期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）
※上限額を超えた提案は「失格」とする。
※この金額は本業務の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。
※青森市議会により予算が成立しない場合には、契約はしないものとする。また、成立した予算が見積額を下回る場合は、業務内容を調整する。
- (2) 市は、毎年度の予算の範囲内において、青森市立浪岡病院医事業務の実施に必要な経費を委託料として受託者に支払うこととし、その支払い方法は、月割り均等計算により算出した金額とする。

4 参加要件

公募型プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書提出の日から受託者確定の日までの期間、青森市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成17年4月1日実施）の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 参加表明書提出の日において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）

第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

- (4) 電子交換所による取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
- (7) 令和2年4月1日以後、一般病床を有する病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）で医事業務の履行実績を有する者であること。

5 スケジュール

年月日	内容
令和7年 1月16日（木）	募集要領等の公表
令和7年 1月22日（水）	病院見学会の開催（希望者のみ）
令和7年 1月28日（火）	参加表明書の提出期限
令和7年 1月28日（火）	質問書の提出期限
令和7年 1月30日（木）	質問に対する回答
令和7年 2月 6日（木）	企画提案書等の提出期限
令和7年 2月12日（水）	審査委員会（プレゼンテーション）の開催
令和7年 2月中旬	選定結果の通知

6 募集要領等の配布

入手方法 青森市立浪岡病院ホームページからダウンロード

<https://www.city.aomori.aomori.jp/koho-kocho/shiseijouhou/aomorishi-konnamati/koukyoushisetsu/itiran/namiokabyouin.html>

7 病院見学会

施設見学のみとし、プロポーザルに係る説明は行わないものとする。

- (1) 開催日時 令和7年 1月22日（水）午後1時30分から
- (2) 開催場所 青森市立浪岡病院内
- (3) 申込方法 令和7年 1月21日（火）午後5時までに、電子メールにより下記のメールアドレス宛に申し込むこと。

※メールアドレス：namioka_hp@city.aomori.aomori.jp

8 質問書の提出及び回答

- (1) 提出期限 令和7年 1月28日(火) 午後5時【必着】
- (2) 提出方法 質問書【様式第1号】を電子メールにより下記のメールアドレス宛に送付すること。
※メールアドレス：namioka_hp@city.aomori.aomori.jp
- (3) 回答日 令和7年 1月30日(木)
- (4) 回答方法 参加申込者全員に対し、質問書提出期限までに受領した全ての質問内容及び回答を電子メールにて送信する。

9 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年 1月28日(火) 午後5時【必着】
※受付は、土・日曜日・祝日を除き午前8時30分から午後5時まで
- (2) 提出場所 〒038-1311 青森市浪岡大字浪岡字平野180番地
青森市立浪岡病院事務局医事チーム
- (3) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は書留郵便とし、提出期限必着とする。)
- (4) 提出書類 ①参加表明書【様式第2-1号】
②会社概要書【様式第2-2号】
③直近2年間分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)
④国税、都道府県民税及び市町村税の納税証明書(原本)
(※提出前1か月以内に発行された未納がない旨の証明書)
⑤誓約書【様式2-3号】
⑥医事業務履行実績一覧表【様式第2-4号】

10 プロポーザル参加者の決定

参加を表明した者のうち、「4 参加要件」に定める要件を全て満たすと認められる者をプロポーザル参加者とし、令和7年1月30日(木)までに通知する。

11 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年2月6日(木) 午後5時【必着】
※受付は、土・日曜日・祝日を除き午前8時30分から午後5時まで
- (2) 提出場所 9-(2)と同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は書留郵便とし、提出期限必着とする。)
- (4) 提出書類 ①企画提案書【様式第3-1号】

※提案者名（住所、商号・名称、代表者職氏名）の記載及び押印は
正本のみに行い、副本には提案者名の記載及び押印はしないこと。

②提案内容書【様式第3-2号】～【様式第3-9号】

※別紙1の採点基準項目について、必要に応じて図表等を用いるな
どして簡潔に記載すること。

※提出書類はA4判を原則とし(必要に応じてA3判の折込みも可)、
ページ番号を紙面下に付すこと。

③見積書【様式第4号】

※委託期間に係る総額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載する
こと。

※見積額の内訳（人件費、業務管理費等）について詳細な資料を添
付すること。

(5) 提出部数 正本1部、副本8部

1.2 プロポーザル参加の辞退

(1) プロポーザルへの参加を表明した者又はプロポーザル参加者がプロポーザルへの
参加を辞退するときは、参加辞退届【様式第5号】を提出しなければならない。

(2) 提出期限、提出場所及び提出方法は、「1.1 企画提案書等の提出」と同じ

1.3 受託候補者の選定方法

(1) 青森市立浪岡病院医事業務公募型プロポーザル審査委員会による審査

受託候補者の選定に当たっては、プロポーザル参加者によるプレゼンテーション
を開催し、青森市立浪岡病院医事業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員
会」という。）において審査を行う。

(2) プレゼンテーションの開催

①実施日時 令和7年2月12日（水）午後3時から（予定）

②実施場所 青森市立浪岡病院（青森市浪岡大字浪岡字平野180番地）

③所要時間 1事業者あたり30分以内（発表20分、質疑応答10分以内）

④出席者 1事業者あたり3人以内とし、業務責任者が必ず出席すること。

⑤説明方法 提出済みの企画提案書に沿って分かりやすく簡潔に説明を行うこと。
当日配付資料は認めない。

⑥会場設備 スクリーン及びプロジェクタ、机・椅子は本市が準備する。その他必
要な機材は提案者が準備すること。

⑦その他 プレゼンテーションは非公開とする。

(3) 採点基準項目及び配点

別紙1「採点基準項目及び配点表」のとおりとする。

(4) 受託候補者の選定

- ①委員会の審査において、最も得点が高い企画提案をした者を受託候補者として選定する。
- ②最も得点が高い企画提案をした者が2者以上いる場合は、最も低い見積額を提案した者を受託候補者とする。なお、見積額が同額の場合は、くじ引きにより受託候補者を選定する。
- ③選定結果は、書面によりプロポーザル参加者に通知するほか、青森市立浪岡病院ホームページにおいて公表する。

1.4 失格事項

プロポーザル参加者又は当該者から提出された企画提案書その他の提出書類が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加要件を満たしていない場合
- (2) 虚偽の記載があった場合
- (3) 募集要領で示された提出期限、提出先、提出方法等の条件に適合しない場合
- (4) 委員会の審査に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

1.5 契約の締結について

- (1) 受託候補者と企画提案の内容等について協議の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法によって契約を締結するものとする。なお、受託候補者との協議が整わない場合は、次点者を受託候補者として協議を行うものとする。

(2) 契約保証金

契約にあたっては、契約金額の10/100以上の契約保証金を契約締結時までに納めること。ただし、有価証券等の担保を提供することなどによって、契約保証金の納付に代えることもできる。

なお、下記に該当するときは、契約保証金を免除できる場合がある。

- ①青森市を被保険者とする履行保証保険契約の保険証券を提出した場合
- ②契約者が本市の入札参加資格者（登録業者）であり、かつ過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した旨の証明書等を提出した場合

1.6 市（委託者）と受託者の責任分担

市（委託者）と受託者の責任分担は、別紙2「責任分担表」のとおりとする。

【留意事項】

- (1) 受託者が、契約内容に違反し又は故意若しくは重大な過失によって、市に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として市に支払わなければならない

ない。

- (2) 受託者が、委託業務の実施において、受託者に帰すべき理由により、第三者に損害を与えた場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。
- (3) 市は、受託者の責めに帰すべき理由により発生した損害について、第三者に対して賠償した場合、受託者に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

17 経費負担について

委託業務の実施に当たり必要な経費について、次に掲げるものは市が負担するものとする。

- (1) 施設、設備及び備品について（別紙3「施設、設備及び備品一覧」）

受託者は、委託業務の実施に当たり必要な施設、設備及び備品を無償で使用できるものとする。ただし、受託者の責めに帰する修繕費は受託者の負担とする。

また、受託者は、使用を認められた施設、設備及び備品を委託業務以外に使用してはならないものとする。

- (2) 光熱水費等について

光熱水費及び通信運搬費は市の負担とする。ただし、委託業務以外の通信運搬費は受託者の負担とする。

- (3) 消耗品費について

委託業務に使用する筆記用具等の事務用消耗品の経費は、市の負担とする。ただし、委託業務以外で使用する事務用消耗品及び図書（辞書、診療報酬改定の解釈本等参考文献等）の経費については、受託者の負担とする。

18 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に係る一切の経費は、プロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書その他の提出書類は返却しないものとする。
- (3) 企画提案書その他の提出書類は、受理後の変更又は取り消しはできないものとする。
- (4) 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (5) 企画提案書により示された提案内容については、見積額内で実施できることを確約したものとみなす。

【参考】

○病院の規模

① 稼働病床数（R6.4.1現在） 一般35床

② 診療科数7科

内科、心臓内科、外科、小児科、耳鼻いんこう科、眼科、整形外科
(R6.4.1現在休診中：精神神経科)

○実績

①外来患者数

令和3年度	令和4年度	令和5年度
32,765人	31,834人	29,639人

②入院患者数

令和3年度	令和4年度	令和5年度
4,708人	4,791人	6,493人

③レセプト件数

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
外来・入院の別			
外来	16,764件	18,031件	18,595件
入院	416件	435件	532件
合計	17,180件	18,466件	19,127件